

国民健康保険の脱退手続きはお済みですか？

職場の健康保険に加入した場合、国民健康保険の脱退手続きが必要です。必ずご自身で手続きをお願いします。

⚠️ ご注意ください ⚠️ 自動的に脱退にはなりません

マイナポータルは新しい保険に変わっていても、国民健康保険は脱退できていなかったのか！



国民健康保険を脱退していなかったから納付書が届いていたのね。



手続き方法は3種類

1. マイナポータルによる電子申請

マイナンバーカードと職場の健康保険の資格取得日がわかるものが必要です。

マイナポータルからの電子申請はこちら



2. 窓口（江東区役所・出張所）での申請

下記の【必要書類】をご持参ください。

3. 郵送での申請

「国民健康保険資格喪失届（郵送用）」を印刷、ご記入のうえ、下記の【必要書類】のコピーとあわせて送付してください。

郵送用の喪失届の印刷はこちら



(送付先) 〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区医療保険課資格賦課係

【必要書類】

- ① 資格確認書や資格情報のお知らせなど職場の健康保険の資格取得日がわかるもの（国保をやめる方全員分）
- ② マイナンバーがわかるもの（申請者および国保をやめる方全員分）
- ③ 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

■ 資格賦課係 ☎ 03-3647-3167 ■

確定申告・年末調整等用 国民健康保険料の納付額の確認について

国民健康保険料は、確定申告等における社会保険料控除の対象です。確定申告等の社会保険料控除額を記入する欄に、1年間に納付された国民健康保険料を記入してください。領収証書等の添付は、原則必要ありません。

納付額は下表の方法により、確認ができます。

納付方法	確認方法
年金からのお支払い（特別徴収）	日本年金機構から1月に送付される公的年金等の源泉徴収票
納付書でのお支払い（金融機関・コンビニ・区役所の窓口等）	領収印のある国民健康保険料の領収証書
口座振替	江東区医療保険課から12月下旬に送付される口座振替済のお知らせ又は振替口座預貯金通帳の明細
バーコード決済（スマホ決済）	アプリの取引履歴
クレジットカード決済	クレジットカードの利用明細
ペイジー・モバイルレジ（インターネットバンキング）	銀行口座の明細



詳細は区ホームページをご覧ください。

特別徴収（公的年金からのお支払い）について

「特別徴収」の対象になっている世帯は、令和8年度国民健康保険料納入（変更）通知書でお知らせしています

※「特別徴収」の対象になっている方でも、年金引き落としを希望しない場合は、届出により「口座振替によるお支払い」に変更することができます（特別徴収が中止されるまでに2～4カ月かかります）。

■保険料係 ☎03-3647-3169■

便利なWeb口座振替受付サービスをご利用ください

保険料のお支払いは、原則口座振替をお願いしています。
（年金から引き落としされている方を除く）

Web 口座振替受付サービス

区ホームページ>健康・福祉>国民健康保険>
国民健康保険料>普通徴収による納付（口座振替による納付）>Web 口座振替受付サービス

または
二次元コードから



★ 国民健康保険口座振替キャンペーン実施中

令和8年6月から令和9年1月までの間に国民健康保険料の口座振替を新たに開始した世帯の中から抽選で150世帯に2,000円分の江東区内共通商品券が当たります。

※自動エントリーのため申し込みは不要です。

1月までに口座振替を開始するには以下の方法でのお申し込みが必要です。

- ・12月中にWebまたは区役所2階8番窓口・出張所でのキャッシュカードによるお申込み
- ・11月中に口座振替・自動払込依頼書の提出

詳しくは区ホームページ>健康・福祉>国民健康保険>国民健康保険料>口座振替キャンペーンのお知らせ

■保険料係 ☎03-3647-3169■

人間ドック受診費用を助成

40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方が特定健康診査の代わりに人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成します（上限8,000円）。

令和8年度中（令和8年4月～令和9年3月）に受診した分の申請期限は、**令和9年4月30日（金）必着**です。

助成要件や申請方法などの詳細は、同封のチラシまたは江東区ホームページにてご確認ください、下記までお問い合わせください。

■医療保健係 ☎03-3647-8516■

特定健康診査の受診は令和9年2月20日（土）まで

特定健康診査は、40歳以上の江東区国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドロームの早期発見・予防を目的とした健診です。対象となる方には、6月中旬にみどり色の封筒で受診券シールなどのご案内を送付しています。受診券シールを紛失された方は、再発行ができますので、下記までお問い合わせください。

健診は無料で受診できますので、積極的にご活用ください。

また、健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクがあると判断され希望する方には、特定保健指導を実施します。保健指導も無料で利用できますので、ぜひご活用ください。

なお、特定保健指導は、江東区が（株）現代けんこう出版に業務委託して実施します。

※マイナンバーカードを健康保険証として登録された方は、マイナポータルでご自身の特定健康診査情報等が閲覧できます。

■受診券シールの再発行について 江東区保健所健康づくり係 ☎03-3647-9487■

■特定保健指導について 医療保健係 ☎03-3647-8516■